

監査委員公表第3号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月27日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 川 副 英 二

同 平 岡 陽 一

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査の対象 神奈川広域水道サービス株式会社
- 3 監査の範囲 平成28年度における出納その他の事務
- 4 監査の期間 平成29年10月2日から11月29日まで
- 5 団体の概要

神奈川広域水道サービス株式会社（以下「サービス会社」という。）は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に関連する付帯事業等の経営を行い、その事業活動を通じて、企業団の経営基盤の強化に寄与することを目的として、平成9年4月16日に設立された。

サービス会社は主に企業団宿泊研修所丹沢荘（以下「丹沢荘」という。）の運営管理業務及び企業団用地の有効活用の一環として駐車場を運営していたが、平成21年度以降は企業団施設に係る外部施設等維持管理業務を受注し、事業を順次拡充している。また、平成26年度からは平成28年度までの3か年の長期継続契約で新たに伊勢原浄水場運転維持管理業務を受託するなど、サービス会社の事業は、企業団に関連する付帯事業の経営から企業団施設の運転管理及び維持管理の一部を担う業務に重点を置いた経営へと転換が進んでいる。

6 出資の状況

サービス会社は、資本金の全額5,000万円を企業団の出資により設立し運営してきたところであるが、平成24年に企業団が保有するサービス会社の株式1,000株のうち、300株が民間企業2社に譲渡された。これにより、民間の経営手法の導入及び不足する水道技術者を受け入れるなどサービス会社の経営基盤の強化を図っている。

7 監査の結果

監査にあたっては、関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

出納その他の事務の執行については、概ね良好であると認められた。

個別の主要業務についてみると、伊勢原浄水場運転維持管理業務は、平成26年度から3か年の長期継続契約で受託し平成28年度が最終年度であったが、次期契約に備えて人員体制の充実を図り人件費が増えたため部門別収支では前年度より減少したものの、利益を計上している。

また、外部施設等維持管理業務においても、人員体制の変更に伴う人件費の増があったため前年度に比べ若干減少したものの、利益を計上している。

丹沢荘管理運營業務は、前期に引き続き平成27年度から5か年の契約により実施している。平成26年度の部門別収支で初めて営業損失を計上したが、その原因は利用者のニーズの変化等により宿泊客数が山北地域全体で減少していることにあると考えられ、平成28年度も同様の状況であったと思われる。サービス会社が、地域との連携、関係団体への営業活動及び一般客への広報など新規顧客の開拓に努め宿泊者数の維持・増加を図っても減少を抑止しきれない状況であり、平成28年度の損失は前年度のおよそ2倍に膨らみサービス会社の損益を悪化させる原因となっている。

平成28年度の損益を総じてみると、丹沢荘管理運營業務において部門別営業損失の増加があり、全体の営業利益が縮小したものの、伊勢原浄水場運転維持管理業務等により企業団の水道用水供給事業に寄与しながら、前年度は下回るが税引き後の当期純利益を計上できている。そのため、経営は概ね順調といえるが、水道技術者の人員確保や技術継承、丹沢荘の宿泊者数減少への対策等の課題も存在している。

サービス会社は、水道事業に精通した経験豊富な社員の存在がその強みであることから、これら社員の確保とその経験を新たな社員に継承していくことに努め、技術の蓄積、財務体質の強化により安定した事業体制を維持し、引き続き企業団事業に寄与することを要望する。

なお、サービス会社の株主である神奈川県内広域水道企業団では、サービス株式会社の将来のあり方について、神奈川広域水道サービス株式会社将来構想検討委員会に諮問し、平成28年度末に答申を受けている。答申の内容はサービス会社のあり方に直接関わるものであるため、今後の企業団の動きを注視し連携をとりつつ、より一層の経営基盤の充実・強化に努められたい。